

公益財団法人さいたま市公園緑地協会

## 特定寄附金『公園文化創造寄金』募集の趣意書

公益財団法人さいたま市公園緑地協会は「公益目的事業を主たる目的とする法人」として埼玉県から「公益財団法人」の認定を受け、かつ税法上の「特定公益増進法人」と位置付けられている団体であり、新たな公園緑地のあり方を追求し、地域社会の健全な発展に寄与することを法人の理念としています。

当法人は、さいたま市の都市緑化の推進及び公園緑地やスポーツ施設の活用を通じて、地域住民に安らぎとゆとりをもたらすとともに、埼玉県内における「公園文化の創造と展開」を実現することを目的に、市民の健康、レクリエーション、景観、環境、防災等の公園機能のさらなる充実及び市民とのパートナーシップの推進等地域コミュニティの拠点としての公園づくりなど、公園緑地施設に新しい価値を付与し、地域の財産・憩いの場として価値を高める事業に取り組んでいるところであります。

このたび、上記事業の安定した運営の実現を目的とした寄附金を創設いたしました。つきましては、広くみなさまから本趣旨にご賛同をいただき、格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

公益財団法人 さいたま市公園緑地協会 理事長

## 特定寄附金『公園文化創造寄金』募集要項

### 1 目的

当協会では、わたしたちが管理するさいたま市内の公園・スポーツ施設において、子育て世代へのサポートや高齢者をはじめ市民のみなさまの健康増進及び生涯学習の場の提供などを目的に、各種講座・イベントを企画・開催しています。今後も公益財団法人として、より魅力的で、より多彩な講座・イベント事業を提供していくために、『公園文化創造寄金』を創設し、多くの方より寄附金を募集するものです。

### 2 寄附金の使途

- (1) 子育て支援を目的とした講座・イベント等の開催運営に関わる費用
- (2) 市民の健康増進を志向とした講座・イベント等の開催運営に関わる費用
- (3) 生きがいと社会参加を促進する生涯学習の契機となる講座・イベント等の開催運営に関わる費用
- (4) 自然環境の保護意識を高めるための講座・イベント等の開催運営に関わる費用
- (5) その他、市民のニーズを反映した公益的な講座・イベントの開催運営に関わる費用

※ 寄附金の総額から経費（20%）を控除した額を事業費とさせていただきます。

### 3 募集期間

平成26年4月1日 ～ 令和5年12月31日

### 4 募集対象 / 寄附金の単位

個人 / 一口 3千円

法人等団体 / 一口 5千円

※ともに現金の寄附のみとなります。なお、恐縮ではございますが、振込による寄附の場合、振込手数料は申込者にご負担いただきます。

### 5 申込方法

当協会へご連絡いただき、所定の「寄附金申込書」に必要事項をご記入のうえ、申し込みいただけます。申込用紙は、ホームページよりダウンロードできます。

指定口座への振込による寄附も受け入れています。振込手数料は申込者にご負担していただきますようお願いいたします。

◎ 寄附金受領後（振込の場合は入金確認後）、「寄附領収書」を発行いたします。

### 7 寄附金控除について

特定公益増進法人である当協会へ寄附した場合、以下の税制優遇の対象となります。

### 【個人の場合】

所得税控除額 ① 1年間の特定寄附金の合計額－2千円

② 総所得金額等の合計額×40%－2千円

※ ①②のいずれか少ないほうの額

住民税控除 (寄附金の合計額－2千円) ×10% [市民税6%・県民税4%]

※ 住民税における寄附金控除は、各都道府県及び市町村の条例で指定されている場合のみ適用されますので、お住まいの都道府県及び市町村にお問い合わせください。

◎控除を受けるための手続きとして、確定申告が必要となります。

### 【法人の場合】

一般損金算入限度額 [(資本金の金額×2.5/1000+年間の所得額×2.5/100) ×1/2]

また、一般の寄附金とは別枠として、損金算入限度額に相当する金額まで損金に算入することができます。

特別損金算入限度額 [(資本金の金額×2.5/1000+年間の所得額×5/100) ×1/2]

※ 所得税法第78条該当の寄附金控除、または法人税法第37条第4項該当の特別損金算入限度の寄附金としての損金算入の対象となること及び、寄附金受領証は確定申告の際に、その証拠資料となります。

◎詳しくは、所轄の税務署または税理士にお尋ねください。

### 【問合せ・連絡・申込み先】

公益財団法人さいたま市公園緑地協会 事業グループ

〒336-0021 さいたま市南区別所4丁目12番10号

Tel 048-836-5678 Fax 048-836-5200

※ 土日祝日及び年末年始を除く、平日9時00分～17時00分